

經濟學 每月一日發行
 第四十七卷第三號 昭和十三年九月一日發行
 大正四年六月二十一日第三種郵便物認可

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷七十四第

行發日一月九年三十和昭

論叢

戰時下の米穀對策……………經濟學博士 八木芳之助

利子論の新舊……………文學博士 高田保馬

時論

昭和十三年度豫算を論ず……………經濟學博士 沙見三郎

研究

經濟發展と信用擴張……………經濟學士 一谷藤一郎

カール・メンガーの歴史學派批判……………經濟學士 白杉庄一郎

靜學的均衡理論と動學化の問題……………經濟學士 青山秀夫

カルブンの利子論……………經濟學士 澤崎堅造

フラスケムパーの指數理論……………經濟學士 内海庫一郎

說苑

飛驒白川の戸口……………經濟學博士 本庄榮治郎

ペーシユ・貨幣機構理論の一修正……………經濟學士 岡倉伯士

附錄

彙報

外國雜誌論題

(禁轉載)

經濟論叢

第四十七卷 第三號 (通巻四百七十九號)

昭和十三年九月發行

論叢

戰時下の米穀對策

八木芳之助

一

戰時下に於ける米穀對策の要諦は、一方に於て軍用米竝に一般國民食料米の供給を豊富にして、なるべく安價に之を配給するとともに、他方に於て米穀生産者たる農業者の立場をも考慮して、その業務を著しく壓迫し、甚だしくその生活の不安を來たさないやう適當なる價格に之を安定せしむるにある。

従つて戰時下の米穀對策は、先づ第一に軍用米竝に一般國民食料米の供給を豊富にするため、米穀の増産方針を確立すべきであり、換言すれば、農業生産力の維持・擴充を圖つて、米穀生産數量の維持増大に努むべきである。蓋し戰時下に於ては、一面農村から多數の應召者を出すほかに、軍需工業にも多數の農村民が吸收され、また多數の軍馬が徵發され、更に窒素肥料工場は軍需工場に轉換される結果として、農業生産上に於ける人的及び物的要素が減退し、ひいては農産物の供給量を減少せしめるに反し、他面戰時下に於ては躍進また躍進する軍隊に

食料の豊富なる供給をなすには常にその背後に充分なる貯藏を準備することを要する上に、戦場に於ける兵士の超人間的作業によつて費される體力を補給するためにも平常よりはより多くの熱エネルギー、従つて當然により多量の食料とより、栄養的なる食料品とを要することによつて、農産物に對する需要の増加を惹起するからである。即ち戦時下にありては、一方に於て農業生産力を必然的に低下せしめる條件が與へられてゐるに拘らず、他方に於て反對に農産物生産の増加が要請される。かゝる條件の下に於て、農産物生産の維持乃至増加を圓滑に果すことが、戦時の農業政策に課せられる第一の任務である。

かくの如く戦時下に於ては、一般的傾向として、農産物は其の需要に比して供給が不足となすものであり、米穀もまた此の例に漏れないから、今日の戦時下に於ける米穀対策は、平時經濟、殊に昭和四・五年來の農業恐慌時代に於けるとは本質的に其の趣を全く異にするものである。即ち農業恐慌時代に於ける米穀対策の重心は、減退せる米穀需要に應じて其の供給を調整して、米價の下落防止乃至引上げを圖り、以て米價をして資本的統制の強化されたる工業部門に於ける工業品價格と均衡を得せしむる點に存したからである。而してこの場合に於ける米穀対策は、米價の下落防止乃至引上げといふ價格政策に終始した。然るに戦時下に於ける米穀対策の重心は米穀需要の増大に應じて生産の増加を圖ることによつて、米穀の需要と供給との調和を保ち、以て供給の不足より惹起することあるべき米穀の價格暴騰を防止する點に置かるべきである。故に今日の戦時下に於ける米穀対策の基調が、往年の價格政策より生産政策に移行したといふも敢て過言ではない。

戦時下に於ては農産物の供給は需要に比して不足する傾向を示し、従つてこの需給の不均衡よりして農産物の

價格騰貴を惹起する虞があるから、農産物生産の維持増大に努め、以て農産物の需給均衡を圖るべきである。かくして農産物の需給均衡を圖ることが、戦時下に於て農産物の價格騰貴を防止する最善の方法でもある。然りと雖も、戦時下に於て農産物の供給が極度に減退する場合に於ては、農産物の消費そのものを抑制をも回避すべきではない。即ちかゝる場合には歐洲大戰中にドイツ・イギリス・フランス等に於て、或はパン、或は砂糖、或は肉類等の生活必需品に關して採用したるが如き強制割當制度をも必要とするであらう。けれども我國の平時農村に於ては季節的にも、また絶對的にも過剩勞力が相當にあるから、戦時に於て相當の應召者を出すとしても、平時の農村には過剩勞力が殆どないか、若しくは幾分の不足をさへ感ずる諸外國に較べて、我國の農村が戦時に勞働力の不足を感ずる程度は遙に少ないであらう。また我國は今日まで食料農業生産の維持發達に努めて來たから内地及び外地を一ブロックとして考へるときは、平時に於て充分なる食料の自給自足が達せられてゐるから、戦時に於て多少の食料の供給減少が起るとしても、平時に於てさへ食料が不足し外國より多量にこれを輸入せざるを得なかつた歐洲諸國が世界大戰中に苦しむたるが如き食料の不足は、決して我國には起らないであらう。従つて戦時下の我國に於ては、積極的に食料農産物生産の維持増大に努めることによつて、食料農産物の需給均衡を圖るべきであつて、消極的に食料農産物の消費抑制によつて、その需給の均衡を圖ることに努力すべきではない。蓋し食料農産物の消費抑制は、被服品の消費節約よりも、遙に國民の日常生活を窮屈ならしめ、また之によつて國民の體位の低下を惹起する虞があるからである。従つて食料農産物の消費抑制は出來得る限り之を回避すべきである。殊に我國の主要食料品たる米穀について特に然りである。

1) 大戰中ドイツは農業勞働力の不足を補ふため、婦人、幼年、老年勞働、學校生徒及び學生勞働を動員したるのみならず、敵國の捕虜をも農業勞働に服せしめ、また收穫刈取期に於ては、事情の許す場合には、戦線の兵士をも一時歸農せしめることによつて、食料生産に努めた。この點については Hans Fuhrmann, Die Versorgung der deutschen Landwirtschaft mit Arbeitskräften im Weltkrieg, 1937. 參照。

されば政府に於ても長期戦に對處するため、先般、食料農産物、軍需及び貿易關係農産物の生産を維持増進すべく、農業全體にわたり一定の生産計畫を樹立し實行に移すことを明確にした。即ち(1) 米麥の如き主要食料物に對しては需給推算によつて生産目標を定めて必ず一定の生産を確保す、(2) 輸出を主眼とする茶・生絲・菜種・除蟲菊・百合根等に對しては國際收支改善の見地より輸出増進上その生産の維持増進を圖る、(3) 粟・稗等の食料農産物は現状維持、場合によつては減少もやむを得ないものとす、(4) 園藝農産物に對しては場合によつて生産を制限禁止するものとする。殊に米・麥の主要食料物に對しては特に府縣別に生産の割當をなし、以て生産の維持増大に努めることによつて、その需給の均衡を圖らんとするものである。かゝる政府の農産物生産計畫に關して考慮すべき點は、戦時において産出すべき國內消費食料農産物については、その質よりも量に重きを置くべきことである。蓋し品質の比較的優良ならざるものほど、栽培技術は容易であり、且つ收穫高も多く、また收穫上の危険も少いからである。世界大戦中、ドイツに於ては如何に品質が優良なるも、收穫量の少ない馬鈴薯の栽培は之を禁止したが、かゝる處置は我國に於ても先づ第一に着手すべきである。

かくの如く戦時下に於ては一般的傾向として、食料農産物の供給は需要に比して不足勝となり、價格の騰貴を惹起することとなるから、食料農産物の生産數量の維持増加を圖つて、需給の均衡に努めなければならぬ。このことは戦時下の米穀対策についても同様である。かゝる戦時に於ける農産物の増産方策、即ち農業生産力の維持擴充に關しては、既に論述したから、この小論に於ては戦時に於ける食料農産物、特に米穀の價格並に配給統制に就いて少しく論及しようと思ふ。蓋し戦時に於ては假令全國的に見て米穀の供給が需要に比して不足しない場

- 2) この點については拙稿、食料品及び原料品としての輸入農産物(日本學術振興會、第二十一小委員會報告、時局と農村)二〇二頁以下参照。
- 3) Wygodzinski, Produktionszwang und Produktionsförderung in der Landwirtschaft, 1917. S. 30.
- 4) 拙稿、戦時の農業政策、農業生産力の維持擴充を中心として(經濟論叢、第四十七卷第一號)参照。

合に於ても、その配給上の圓滑を缺く場合には、米價の昂騰を惹起する虞があるからである。従つて戦時に於ては米價に關しても、また米穀の配給に關しても強力なる統制を必要とする。即ち配給過程の兩面をなす、蒐集過程に就いても、また分散過程に就いても、平時よりは一層の統制強化を圖ることが肝要となる。

二

戦時に於ては食料農産物の供給はその需要に比して不足する傾向を示し、従つてその價格の昂騰を惹起する虞がある。この事は我國の米穀についても、その例に漏れない。されば戦時下に於ける主要食料農産物の價格統制策竝に配給統制策に關して考慮すべき第一の點は、これ等の統制策は價格の引上げに對してよりも、寧ろ價格の引下げに對して充分に有效なるものでなければならぬといふことであり、第二に考慮すべき點は戦時下に於て主要食料農産物の供給がその需要に比して不足する傾向を示し、従つて價格の昂騰する虞ある場合に、その配給は之を商人による配給——即ちそこには多數の商人が存在し、それ等個々の商人の間には何等一定の連絡組織が存在してゐない——に委して圓滑に行はれ得ないといふことである。

嘗て世界大戦中、アメリカの食料管理監であつたフーヴァーは、戦時下に於ける食料品の配給統制に關しては普通の商業組織の自由活動に之を委することを得ず、國家による食料品の專賣乃至管理制度を必要とするに至ることを豫期して次の如く述べてゐる。即ち「聯合國間に於ける國民的生存に必要な主要食糧品の配給を單に普通の商業組織に信賴することの不可能なるは、今日の經濟状態に徴し愈々明白となつた。更にまた不足する船舶の能率的利用を期するには之を無統制の民業に委することを得ない。かくて歐洲諸國の政府は軍隊及び國民必需

品の調達をなす唯一の機關となり、一億數千萬の國民のために偉大なる購買團體を構成するに至つた。更に我が米國は二百萬の國民を軍籍に編入し、今後三百萬乃至五百萬を算するに至るなきを保し難い。之等に對する食料の調達補給は必然一の機關に集中され、この範圍に於てさへ、既に世界第二の購買機關となつた。従つてこの二大購買機關を協調せしめるためには之を共同指揮に置く必要を認める。この結果として出現するは巨大なる購買獨占にして、……これによつて其の欲する價格にて市場を支配し得るに至るであらう。……かくて消費者も生産者も、この購買機關の至當なる指導によつて始めて安固なる地位に置かるべく、その手段として或種の物資に對する價格統制をなすは不可避的なる對策なりと云はざるを得ない」と。かゝる方針に基いて、一九一七年の夏には、小麥の増産を奨励する意味から、小麥の公正價格 (Fair Price) を相當の高さに確定し、次いでこの最低價格に準據して、小麥粉の最高價格を決定した。また同時に資本金五千萬弗（後に一億五千萬弗に増額す）の穀物會社 (Grain Corporation) が政府の食料管理局によつて設立せられ、政府の穀物購入代理機關、製粉所への小麥の配給機關、歐洲諸國への小麥の輸出獨占機關として活動した。⁵⁾

かくて世界大戦中に於て交戦諸國は、群小の商業者による無組織の配給に委ねる限り、國民食料品の圓滑なる配給は之を達し得ないことを充分に認めるに至つた。即ち從來から官業を好まなかつたイギリスに於てさへも、歐洲大戦中は食料配給の骨幹は之を政府機關の直營に移した。例へば砂糖の如きは開戦直後勅命砂糖供給委員會を設けて、西印度及び東印度に於て蔗糖の買附を行ふと共に、砂糖の輸入を獨占し、且つ國內製糖事業を管理することゝした。⁷⁾ 而して砂糖の國內配給に關しては、供給の不足に順應するため、委員會から各卸賣商への供給率

- 5) 養源局、米國戰時食料政策、五三頁。
 森武夫氏、戰時統制經濟論、四三一頁。
 6) F. M. Surfacc, The grain trade during the World War, 1928, p. 76 ff.
 7) H. Beveridge, British food control, pp. 123-124.

は之を、一九一五年に各卸賣商の取扱つた砂糖の量を基準量として、比例制限するところの基準期間主義(rationing period plan)に據ることとし、更に卸賣商より小賣商への配給にもこの原則を適用した。⁸⁾然るに此の方法は消費者の砂糖消費自體を抑制するものでないから、結局需給の調節が困難となり、遂に強制割當制(rationing)を採用するに至つた。同様にイギリスでは一九一六年十月に勅命小麥供給委員會を組織して、小麥輸入の獨占を行ひ、次いで同年十二月には食料省を創設して食料統制の機構を完備し、一九一七年に入りてベーコン・ハム・ラード・バター・チーズ・茶等に對し、更に一九一八年には煉乳及び罐詰肉に對して政府の輸入獨占を行ふに至り、國內配給に關しては、バター・マーガリン・ラード・屠肉・ベーコン及びハム・チーズ・茶等に對して、全國的又は地方的に割當制度を採用した。⁹⁾而して此の場合、イギリスに於ては從來の商業組織に其の活動を許す場合に於ても、之が自由活動に放任することなく、それらの商業を組合統制化することに努めた。即ち例へば「イギリスに於ては肉類の配給を合理化する爲、一九一七年十一月以降全國の八大中心地に卸賣肉類供給組合を組織せしめ、各卸賣商人は此の組合の孰れかに加入することを要求され、然らずんば營業免許を與へないこととした。この組合設立は卸賣商人の結合及び統制のため緊要なる處置であつた。……この組合は政府のため一面代理機關となり他の一面は契約の相手方となり、以て肉類統制制度の骨幹となつた。組合は肉類取引経路の咽喉を扼したため、凡ての情報を得るので組合員の行動を規正統一することが出来、宛然各地區に於ける參謀本部の觀があつた。」¹⁰⁾フランスに於ては食料品に關して外國に依存する程度はイギリス及びドイツに比して低位にあつたが、戦争の繼續につれて次第に食料の供給不足を感じるこゝとなつたので、一九一五年には穀物輸入を政府の獨占に移し、

8) *ibid*, pp. 183-184.

9) 本位田祥男氏、戦時に於ける食料品の割當(經濟學論集、第八卷、第五號)一一頁以下。
吉武昌男氏、世界大戰中に於ける英國の食糧政策(農業經濟研究、第十四卷、第二號)一二二頁。

10) 森武夫氏、前掲書、二九六頁。

一九一七年七月三十一日の法律により、穀物を政府の管理に移した。即ち政府は穀物の生産、購買及び配給を管理し、この目的のため中央穀物局並に製粉所及び製パン所に對する地方穀物局を設置した。而して各州には夫々の穀物局を設けた。かくて政府による穀物に對する一般價格公定、穀物買上及び徵發等によつて、穀物の供給確保及び配給統制を企圖した。¹¹⁾

大戦中ドイツに於ては穀物商業取引は完全に國家の管理下に置かれることとなつた。かゝる管理の目標は、海外よりする穀物輸入が封鎖されたるドイツ國民に對し主要食料品たる穀物を出来る限り、充分に供給するにあつた。この穀物管理のため帝國穀物局 (Reichs Getreidestelle) が設けられた。この穀物局は穀物に關する行政的統制を主とする行政部と自ら經營に當る事業部とに分れるが、この事業部は民間及び政府の出資よりなる「戦時穀物有限責任會社」によつて擔當された。而してこの會社は穀物徵發の權利を有し、巨額のパン用穀物を購入し、貯藏し、殊に收穫前數ヶ月間の需要を確實に充足する目的を有するものである。而して此の會社の目的は公益にあるから、その配當の最高額を五パーセントに限り、それ以上の利益ありたるときは、之を公益の目的、殊に戰場にある者及び其の遺族の扶助に充てることとしたのであつた。ドイツに於ては其の他、馬鈴薯・肉類・砂糖・油脂類についても略々同様なる組織が設けられた。¹²⁾ 而してドイツでは此等主要食料品の消費を抑制するため、強制割當制 (Rationierung) を採用したるは勿論である。

尙ほ世界大戦中、中立國にして著しく穀物の供給不足を感じたるスイス及びノルウェーは穀物專賣制を採用したるが、この點に關しては既に論述したことがあるから、茲ではそれには觸れない。¹³⁾

11) Skalweit, Agrarpolitik, 1924, S. 410.

12) Skalweit, a. a. O. S. 406.

Skalweit, Deutsche Kriegsernährungswirtschaft, 1927, S. 162 ff.

13) 拙稿、米價及び米價統制問題、第四章參照。

かくの如く戦時に於ては主要食料品たる穀物に關しては、その價格並に配給について、平時よりは更に一層強化されたる統制を必要とするものであり、場合によつては政府自體による穀物の專賣乃至管理をも行はざるを得ず、たとへ然らざる場合に於ても在來の穀物商業は之を組合に統制強化することを必要とするもので、この事は大戰中に於ける諸國の實例に徴して明白である。

三

然らば目下の戦時に於ける我國の情勢に照し、如何なる程度の米價及び米穀配給統制策を採るを妥當とするであらうか。この際、特に念頭に置くべきことは、(1)戦時に於ては米價は昂騰する虞あるを以て、米價の引下げに特に有效なる對策を選ぶべきこと、(2)戦時に於ては米穀の配給は之を無統制なる商業に必ずしも一任するを得ないこと、(3)我國は主要食料品たる米穀に關し充分なる自給をなし得るを以て、世界大戰中歐洲各國の採りたるが如き強力なる統制は必ずしも之を必要としないやうにも思はれる。この點に關しては少くとも米穀の消費そのものを抑制する強制割當制は之を必要としないであらう。また出來る限り之を回避すべきである。けれども他面、我國の米穀は特殊なる品質を有し、従つて世界的商品でないから、我國に於ける米作事情(例へば不作)によつて多少でもその供給が不足するときは、戦時に於ける一般物價の騰貴と競合して、米價が昂騰する虞がある。されば平時よりもより、強力なる米穀統制を必要とすることは云ふまでもない。また我國は今日充分に米穀の自給をなし得るといふも、内地米の外に、朝鮮米及び臺灣米の移入に依存するところが大であるから、米穀の供給調達を圓滑にするためには、外地米に對しても相當強力なる移入統制乃至管理を加へることが必要となる。

かゝる見地より考察するとき、今日の米穀対策は戦時に於て果して充分であらうか。思ふに我國の米穀対策は、大正十年以來米穀法から米穀統制法に強化され、更にこの統制法を補強するに米穀自治管理法を以てすることゝなつた。この一聯の米穀対策の本旨は、米穀の數量又は市價を調節し、米價をして安定せしめるにあるが、併し實際にはかの昭和四・五年の農業恐慌以來、農村疲弊救済の一助として、米穀対策が次第に強化され來つたから、これらの米穀対策はいづれも米價の引下げよりは、寧ろ米價の引上げに強力なる仕組とならざるを得なかつたのである。即ち米穀自治管理法は單に過剰米を統制するに過ぎず、然かもこの管理法が發動されるのは、米價が標準最低價格の上値一割に相當する價格以下に低落する場合に限ることゝなつてゐるから、戦時に於て米價が昂騰する傾向にある際には、自治管理法が發動されることは多分あるまい。また米穀統制法にしても、米穀の買入又は賣渡を無限に行ふことによつて、米價をして標準最低價格と最高價格との範圍内にあらしめる建前であるが、戦時に於て米穀の供給が幾分減少し、且つ一般物價が騰貴する傾向を示す場合には、米價は標準最高價格に釘付けされることゝなり、統制法の理想とする標準最低價格と最高價格との中位に米價を安定せしめることは之を望み難いであらう。蓋し米穀統制法下に於ける最高價格による買入申込は、主として米商人によつて爲されるものであるが、彼等商人は假令米價が少しく最高價格を上廻るとも、多量に政府米の拂下を受けるときは、それによつて米價を最高價格以下に下落せしめ、損失を被る虞があるから、政府米の買入申込に對しては勢ひ臆病とならざるを得ない。¹⁴⁾かくて米穀統制法は米價の引下げに對しては、比較的力弱いものと云はざるを得ない。¹⁵⁾加之、米穀統制法の標準價格の基準たる率勢米價について見るも、戦時に於て米價率の趨勢が愈々上昇するときは、ある

14) 拙稿、米穀統制法の缺陷と米穀自治管理法案(農業と經濟、第三卷、第一號)一七頁。

15) 政府は米穀統制法下では最低價格による買上米を所持するに過ぎず、大部分の米は自由配給下にあるから、政府の統制力は、米の全供給を確保する專賣制の如く強力なるものではない。

がまゝの此の傾向を基準とする率勢米價は次第に高くなり、その上値二割と三割との範圍内に於ける最高價格の決定を嚴守することは不可能となる。従つて勢ひ主として家計米價と米生産費との二者を以て、その標準最高及び最低價格を決定し、率勢米價は之を從來よりも軽く取扱はざるを得ないであらう。いづれにしても從來の米穀對策は今日の戰時に於ては、一應批判さるべき段階に達してゐる。

然らば戰時下に於ける有效なる米穀對策として如何なる政策が考へられるであらうか。私は戰時に於ける最も有效なる米穀對策として米專賣制を擧げたい。米價及び米穀統制を完全に行はんとすれば、その統制主體たる政府に於て米供給の全部を支配しなければならぬ。統制主體が米供給を支配する分量が少なければ少ない程、その統制の偉力は愈々微弱となるを免れない。米專賣制に於ては、内地米に對しては内地米の標準生産費を基準として之を買上げ、外地米に對しても同様に外地の標準生産費によつて之を買上げ、それに專賣に要する配給費を加へて、消費者に賣却することゝなる。勿論、米專賣制は米配給上の國家統制であり、直接米の生産自體に干渉するものでないから、米專賣下に於ても場合により米穀の相對的生產過剩、又は不足を惹起することは之を免れない。従つて米專賣下に於て、凶作にして米需給の調節が窮屈となる場合には、外米輸入をも政府の獨占に移さなければならぬ。

この米專賣制の主な長所は、(一)米の買上は各地方の標準生産費を基準として行はるべきであるから、今日の産地商人による庭先相場に基く買取りよりもより、合理的であり、農家は少くとも標準米生産費は補償せられる。従つて内地米よりも生産費の低い外地米は内地米よりもより、安く買上げられる。(二)米の賣却價格は、米の買上價

格に專賣費用を加算して算出することゝなるが、その賣却價格は一ヶ年間固定せしめることが出来るから、米價の季節的變動を無くし、一般の米消費者、竝に端境期に米を購入せざるを得ない貧農にも有利となる。(三)農家の生産米は自家用米を除き全部政府に買上げることゝなるから、米の配給も之を圓滑に行ふことが出来、また外地米の内地移入も自由に之を統制することを得る。(四)内地米は内地米の標準生産費、外地米は外地米の標準生産費で買上げられることゝなるから、従來の如く内地を犠牲として外地の米作者及び地主のみを利することは、之を避けることが出来る。

併し米專賣制に關してはまた短所も考へられる。就中、專賣制下では米生産者はなるべく高價なる買上價格を要求するに反し、米消費者はなるべく安價なる賣却價格を要求することゝなるから、その間に利害の調和を圖ることが困難となると云はれるが、併し一方に於ける標準生産費の正確なる調査、他方に於ける正確なる家計米價の調査によつて、この困難を克服することは決して不可能ではない。

更に米專賣制を実施するにしても、既存の米穀の蒐集及び配給機關を利用することが、實行容易であり、また社會的摩擦をそれだけ少くすることが出来る。この事は戰時下に於て特に必要である。即ち農家からの米の收納機關としては、米穀自治管理法による米穀統制組合、その代行機關たる販賣組合及び農會、農業倉庫等を以て各農村に收納組合を組織して、米の收納、保管、移動等に當らしめ、また今日の穀物検査所や町村の農業技術員をも夫々この收納組合の組織網にとり入れ、かくて各農村の收納組合を府縣の聯合に連結せしめ、之を更に各地區の米專賣支局によつて統轄し、中央に米專賣局を置く。またこの場合、全販聯、聯合農業倉庫、縣販聯の如き自

治組織をも米の專賣網にとり入るべきである。次に米の配給機關としては、米穀問屋・米穀商を專賣指定人（煙草專賣の如し）として專賣制に收容し、また都會の消費組合や購買組合をも米專賣の配給機關として利用すべきである。

かくて米專賣は戰時下に於て左程困難なくして實施し得るであらう。このことは世界大戰中、穀物專賣を實施せる諸國の實例に徴しても明らかである。

四

戰時下に於ける最も徹底的なる米穀對策としては米專賣制を推すべきであるが、現下我國の米穀事情その他の情勢よりして、一舉にして米專賣制にまで進む必要がないとするならば、現在の米穀配給過程を次の如く強化して、必要の場合には米價の公定制を實施すべきである。即ちこの場合に於ては米穀の蒐集過程、即ち米生産者より都市の消費地に至るまでの出荷及び蒐集は、かの米穀自治管理法による米穀統制組合、その代行機關たる系統販賣組合及び農會をして之を擔當せしめる。而して中央には、大戰中アメリカやドイツに於て設置されたる穀物會社に類似する米穀中央配給會社¹⁶⁾を設立して、内地米配給及び外地米移入の中央機關として活動せしめる。米穀の分散過程、即ち中央配給會社より消費者に至る配給は、米穀卸賣商及び小賣商の組織する商業組合をして之を擔當せしめる。但し都市に消費組合や購買組合の存する場合には、商業組合と相並んで之をも利用する。また米穀の需給が窮屈となり外國米を輸入する必要あるときは、右の中央配給會社をして獨占的に之に當らしめる。更に米價が配給過程に於て人爲的に引上げられる虞ある場合には、米價にも公定制を實施すべきである。¹⁷⁾

16) この米穀中央配給會社は之を特殊會社とし、これには全販賣、その他現在の米穀取引所等を適當に收容活用すべきである。
17) 拙稿、戰時に於ける販賣統制問題(帝國農會報、昭和十三年五月號) 一三九頁參照。

先づ米穀の蒐集機關として活動すべき販賣組合について考へるに、現在の販賣組合は産業組合の一として、その組織は自由組織たる關係上、組合への加入及び脱退は任意であり、また組合の販賣統制も何等之を強制し得ないものであり、しかも組合統制は組合員に對してのみ行はれるに過ぎない。かゝる販賣組合の自由組織は戰時に於ける米穀の蒐集機關としては不充分である。従つて戰時に於ては、販賣組合にも法的強制力を賦與しなければならぬ。即ち販賣組合は組合員に對しては勿論、組合員でなくとも組合區域内の米生産者（地主をも含む）に對しては、強制的に組合へ出荷せしめ、また單位販賣組合より系統機關並に中央配給會社又はその指定する場所へのお荷蒐集も之を強制的に行はしめるやう組織化せしめることが必要である。

次に米蒐集機關として活動する農會の販賣斡旋事業について見るも、元來系統農會は公法人たる關係上、營利的販賣事業を營むことを得ず、従つて單に販賣の仲立、斡旋をなし得るに過ぎない。また其の出荷統制にしても任意統制にして、何等の法的統制力を持つものではない。従つて戰時下に於ける米穀出荷統制機關としては不充分である。従つて農會にも米穀出荷統制上の法的統制力を與へることが必要である。即ち各村々の農會は其の農會員に對し強制的に米穀を出荷せしめ、更に中央配給所又はその指定する場所へのお荷蒐集をも強制的に行はしむべきものとする。

かく米穀の蒐集機關としては、販賣組合と農會とを活用すべきであるが、無條件に兩者を併用するときは、その活動上に競合を來すから、農會を活用するは、販賣組合が存しないか若くは無力なる場合に限るべきである。外地に於ても同様なる蒐集組織を利用すべきであるが、販賣組合の未發達なる現狀に照し、或る程度まで米穀

商業組合をして之に當たらしめることも戦時應急対策として已むを得ないであらう。かくて蒐集された内地移入米は、原則として之を月別平均的に内地へ移入し、之が配給は中央配給會社をして之を擔當せしむべきである。¹⁸⁾

米穀中央配給會社は、會社とはいへ、米穀の圓滑・公正なる配給といふ公共的任務を擔當するものであるから、政府の直接的監督の下に、公益的見地よりして、全國的に圓滑なる米穀の移動、配給を圖らなければならぬ。

米穀の分散過程について考察するに、現在の産業組合發達の現状よりすれば、都會に於ける購買組合及び消費組合が未發達であるから、米穀の分散行程までも之を産業組合に擔當せしむることを得ない。この事は系統農會の販賣斡旋事業についても同様である。従つて米穀の分散行程は之を在來の米商人に擔當せしむべきである。併し平時の如く米商人の自由活動に放任するときは、分散行程の統制は完全に達せられないから、米卸賣商・米小賣商をして、夫々別個の商業組合を組織せしめる。而して戦時下に於て米穀統制が愈々強化されるに至れば、米商人は一定の配給手數料をうけるに過ぎないこととなるから、その存立を圖るため、米穀商を許可制となすことを必要とするであらう。また戦時下に於ては産業間の摩擦は成るべく之を避くべきであるから、農村の販賣組合又は農會と都市の米穀商業組合との間に、それ／＼米穀配給上の機能を分割して、前者には米の蒐集行程を、後者には米の分散行程を擔當せしめることによつて、兩者間の協調提携を促すことが望ましい。

戦時下に於て米價が著しく騰貴する虞あるときは、之を公定することを必要とするであらう。この場合には、先づ上述の蒐集機關によつて農民より買上げる米穀の買上價格を公定し、次に之に基いて米穀の卸賣價格を公定し、更にその小賣價格を公定することによつて、各段階に於ける米價を公定し、その變動を防止すべきである。

18) 最近の新聞紙の報導によれば臺灣米の移出管理案が政府に於て樹立せられたるものゝ如くである。

この場合、米穀の買上価格はその標準生産費に準據して之を決すべきであるが、この標準生産費を以てその平均(算術)生産費と解すれば、生産費の度數分布が正規曲線をなす限り、全生産者の半數の生産費を補償するに過ぎないであらう。現在の米穀統制法の下に於けるが如く、生産費を米價統制の最低基準として用ゐる場合には、平均生産費を用ゐるも差支ない。蓋しこの場合には最低價格以上に一定限度まで米價の上昇を許すからである。然るに戦時下に於て、公定價格を平均生産費を以て決定するときは、買上價格は之をこの點に固定せしめることとなり、米作者の半數は當然損失を以て米生産を繼續せざるを得ないこととなる。従つて全生産者の七割内外の生産費を償ふに足る「大量線」(Bulk-line)生産者の生産費を以て基準とすることがより、妥當であらう。¹⁹⁾ またこの程度の生産費を以て基準とするならば、農民より米穀を買上げる買上價格は、恐らくは現行米穀統制法の規定する標準最高價格と最低價格との略々中位に於て之を決定し得るであらう。²⁰⁾

五

以上によつて戦時下に於ける米穀対策について論及した。戦時に於ては一般的傾向として米の供給はその需要に比して減少し、米價の騰貴を惹起する虞があるから、戦時下の米穀対策は米價の引下げに有效なるものでなければならぬ。この點よりすれば、米專賣制が最も有効であり、之に亞ぐものとしては、上述せるが如き公定價格制を伴ふ米穀管理案を擧ぐべきである。我國の現下の米穀事情その他の經濟情勢に順應して、戦時下に最も適する米穀対策が樹立されることを切望する。

戦時に於ては米價は成るべく低位にあることを要するものであるから、農家も戦時に於ては愛國心に訴へて甚

19) 拙稿、米價及び米價統制問題、二二五頁。
 20) 併し之を斷言するためには米生産費の調査資料よりして Bulk-line を實際に算出して見なければならぬ。

だしく高價なる買上價格は之を要求すべきでない。さりながら其の買上價格が餘りに低く決定せられるときは、農家の生活不安を來し、その生産的活動をも萎縮せしめることゝなるから、生産者、消費者ともに堪へ得るところに米價を安定せしむべきであり、同時に米生産費の主要項目をなす肥料、農家の生活用品の價格や小作料についても、之を公正化して、米生産費の低下に努め、以て米價を引下げ得る素地を與ふべきである。

更に戦時下に於ては積極的に米の増産に努めて、その需給の調節を圖るべく、反對に消極的に米消費の抑制に努めて、その需給の調節を圖ることは、出来るだけ之を回避すべきである。併し萬一、天候に基く豊凶の關係で米穀の需給が多少でも窮屈となる虞ある場合には、精米率（例へば七分搗）の強制、一定歩合の外國米の強制混入等によつて、米供給の増加を圖り、全國民に之が消費を強制することによつて、戦時下に於ける米穀の需給調節を圖るべきであらう（昭和十三年八月七日）。